

Title	執筆者紹介
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.1 (1967. 7) ,p.162- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0162

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

対立した。一方残存六地区で intendants は国境地帯を理由に軍事行政にのみ専心したが、権限上重複する軍隊宿泊税をめぐり川奥地で bureaux と対立した。かくて、bureaux の懸念が生じたが、五百年にクロハルの乱が終結すると、王権は intendants の再建に着手し、bureaux のやれが現実となつた。

以上の結果、本書の結論《クロハル期の trésoriers の性格はその名称に反して金庫官ではなく行政官であつた》はクロハルの乱とも重要な関連を持つ。何故なら、本質的には行政権をめぐる王権と既存の行政官僚大系との対立であつたこの乱の序幕、所謂《高等法院のクロハル》によれば、trésoriers が高等法院官僚らと共に反王権の姿勢を積極的にとった理由が本書の結論によつて語り得るのである。

ところで、本書の如き大著は、著者の田的じすゑんじふね別に貴重な点を多々明らかにした。ひどいは諸成果を逐一検討する紙面がないので、筆者に関心の深く一例を紹介して本稿を終りたい。既に(8)で述べた如く本書は trésoriers 職が地方有力者の上層官僚への上昇の一への道となつてこだんむけ明かにしたが、この点は從来《Mousnier, R. La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII. 1945. p. 519》による Normandie 地方で確認された。しかし、本書によると上層官僚名門に上昇した五家名門の由來 bureaux 名（全体で前歴一百四十九を確認し得たので、必ず全国的現象たるを証明された。更に、これらの

事実から trésoriers の上昇過程と結果の追求の不可能ではなくなつた。筆者が手元の「八世纪より高等法院官僚系譜辞典《Blue, F. L'origine des magistrats du parlement de Paris au XVIII^e siècle (1715~71). Dictionnaire généalogique 1956》」で調べたところ、五一家中一五家が「高等法院官僚の名門」と上昇してこた。例えが Amiens 市役員かの「六世回復の trésorier となり五八年パリ高等法院に進出した D'Aguesseau 家、Le Mans 市役員かの「七年 Grenoble の trésorier である五世母パリ高等法院に進出した Le Peletiers 家等は一八世纪に法服貴族中最も著名な家系に成長してこた」。

執筆者紹介

中山一義	慶應義塾大学文学部教授
陳荊和	香港中文大学高級講師
三木雄介	慶應義塾大学言語文化研究所 寄員所員
富田功	大学院博士課程終了
中井信彦	カトリック教会神学生
高橋正彦	慶應義塾大学文学部教授
太田次男	専任講師
宮崎洋	斯道文庫助教授
会田倉吉	大学院博士課程
	塾史編纂所主事